○取消処分者講習実施要領の制定について（通達）

平成２年８月６日

福岡県警察本部内訓第２４号

改正　平成４年８月１８日本部内訓第２１号

平成６年１月２７日本部内訓第３号

平成８年１０月２３日本部内訓第１６号

平成９年７月３１日本部内訓第１８号

平成１３年３月２７日本部内訓第１０号

平成１５年９月１日本部内訓第１９号

平成２４年３月２９日本部内訓第１０号

平成２５年３月２７日本部内訓第１０号

平成２６年５月１３日本部内訓第２１号

平成２８年３月１４日本部内訓第１３号

平成２８年４月２６日本部内訓第２４号

平成２９年３月７日本部内訓第６号

この度、取消処分者講習に関する規程（平成２年福岡県公安委員会規程第２号。以下「規程」という。）の制定に伴い、次のとおり取消処分者講習の実施要領を制定し、９月１日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第１　趣旨

この内訓は、規程第７条の規定に基づき福岡県公安委員会が行う、取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平９本部内訓１８・平１５本部内訓１９・本項一部改正）

第２　講習の実施要領

１　講習実施計画の作成

講習の実施に当たっては、あらかじめ、取消処分者講習実施計画表（様式第１号。以下「講習実施計画表」という。）を作成するものとする。

２　講習の申出の受理

規程第３条第２項に規定する講習の申出の受理並びに日時及び場所の指定は、次の要領で行うものとする。

（１）　講習の申出の受理の場所

講習の申出の受理の場所は、交通部運転免許管理課、安全運転学校、自動車運転免許試験場及び警察署とする。

（２）　講習の日時及び場所の指定等

ア　講習の申出を受理するときは、速やかに、講習申出者の氏名、生年月日、性別その他必要な事項を交通部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）に電話で報告して受講資格等について調査を依頼すること。

イ　アの場合において、調査の依頼を受けた運転免許試験課長は、直ちに、調査の上受講資格の有無並びに講習の日時及び場所を回答すること。

ウ　イの回答を受けた場合は、その結果を取消処分者講習受講指定書（様式第２号。以下「受講指定書」という。）に記載して講習申出者に交付すること。

（３）　受講申出者名簿の作成

運転免許試験課長は、取消処分者講習受講申出者名簿（様式第３号。以下「受講申出者名簿」という。）を作成するものとする。

（４）　指定講習機関に対する通知

運転免許試験課長は、講習の場所を道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０８条の４第１項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）に指定した場合は、速やかに取消処分者講習受講予定者通知書（様式第３号の２）により当該指定講習機関に通知するものとする。

３　講習の指定日又は指定場所の変更

（１）　運転免許試験課長は、受講指定書の交付を受けた者から講習の指定日又は指定場所の変更の申出があった場合は、その理由を聴取するとともに、受講申出者名簿にその状況を明らかにしておくこと。

（２）　運転免許試験課長は、受講指定書を交付した後、講習の指定日又は指定場所に変更を生じた場合は、受講指定書の交付を受けた者にその旨を通知するものとする。

４　講習受講に必要な書類

（１）　受講に当たっては、当該受講申出者に対して福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号）第３１条の２第３項に規定する取消処分者講習受講申請書（以下「受講申請書」という。）に受講指定書、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「規則」という。）に規定する申請用写真、身分証明書その他必要な書類を添えて提出させるものとする。

（２）　運転免許試験課長は、受講申請書に基づき、取消処分者講習受講者名簿（様式第４号。以下「受講者名簿」という。）を作成するものとする。

５　講習指導員

（１）　運転免許試験課長は、福岡県警察の職員のうちから次に掲げる要件に該当する者を講習指導員として指定するものとする。

ア　別に定めるところにより、運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

イ　講習に使用する普通自動車、普通自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

ウ　運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

エ　人格及び識見共に優れていること。

（２）　運転免許試験課長は、講習指導員を研修会等に出席させ、講習に関する知識及び指導能力の向上に努めさせるものとする。

（３）　運転免許試験課長は、飲酒取消講習（取消処分者講習のうち、運転免許の取消事由に係る累積点数の中に酒気帯び運転、酒酔い運転若しくは自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成２５年法律第８６号）第２条から第４条までに規定する罪でアルコールの影響によるもの（以下この（３）において「飲酒運転」という。）に係る点数が含まれている者又は無免許で飲酒運転の法令違反がある者を対象とするものをいう。以下同じ。）を行う場合において、次に掲げる講習科目に従事する講習指導員については、あらかじめアルコール依存症の専門医による教養を受けさせておかなければならない。

ア　アルコールスクリーニングテスト

イ　ブリーフ・インターベンション①

ウ　ブリーフ・インターベンション②

エ　ディスカッション

6　講習手数料の徴収等

（1）　運転免許試験課長は、福岡県警察関係手数料条例（平成１２年福岡県条例第４８号）に規定する講習手数料を徴収しなければならない。

（2）　講習手数料の徴収等は、次の方法で行うこと。

ア　講習手数料の徴収は、福岡県領収証紙条例（昭和３９年福岡県条例第４８号）第１条に規定する領収証紙を、福岡県財務規則（昭和３９年福岡県規則第２３号）第６８条に規定する領収証紙納付書に貼り、納付させるものとする。

イ　運転免許試験課長は、納付された領収証紙の名義と、受講者名簿とを照合し、消印するものとする。

7　講習の実施

（1）　講習の方法

ア　飲酒取消講習以外の講習は、２日間連続して行うものとする。ただし、やむを得ず連続して行うことができない場合は、近接した日に行うものとする。

イ　飲酒取消講習は、２日目については、１日目から起算して３０日を経過する日以降に行うものとする。ただし、やむを得ずこれにより難い場合は、１日目から起算して３０日を経過する日に近接した日に行うものとする。

（2）　講習の施設及び教材

講習は、安全運転学校の施設、コース、自動車等、視聴覚教材その他必要な教材を用いて効果的に実施しなければならない。

（3）　学級等の編成

講習は、自動車等の車種別に学級を編成し、原則として１グループ３人を単位として実施するものとする。

（4）　講習の内容

講習は、別に定める取消処分者講習カリキュラム（飲酒取消講習にあっては、別に定める飲酒取消講習カリキュラム）に基づき実施するほか、次の方法により行うもの

とする。

ア　個別指導等

運転適性診断及び運転技能診断に基づく指導・助言は、必要に応じて個別指導又は集団指導を併用して行うこと。

イ　討議

運転実技を踏まえ、事例等を取り入れた講習指導員対受講者又は受講者同士による学級単位の討議を行い、安全運転への意識付けを行うこと。

ウ　路上指導

普通自動車で受講する者のうち、仮運転免許証を取得しているものについては、路上における技能診断を行うこと。この場合において、路上講習を行うときは、講習車に規則第１５条の３及び第１６条に規定する仮免許練習中の標識並びに講習中の標識（様式第５号）を表示すること。

８　講習指導案の作成

運転免許試験課長は、講習を効果的に行うため、別に定める取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（飲酒取消講習にあっては、別に定める飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目）等に基づき講習指導案を作成するものとする。

９　事故防止

（１）　事故防止

運転免許試験課長は、実技講習の実施に当たり受講者、講習指導員その他講習に従事する者に対し、事故防止に努めさせなければならない。

（２）　発生報告等

運転免許試験課長は、講習中に事故が発生した場合は、適切な措置をとるとともに、取消処分者講習事故発生報告書（様式第６号）により警察本部長に、速やかに、報告しなければならない。

１０　講習終了証明書の交付

運転免許試験課長は、講習を終了した者に対し、規程第６条に規定する取消処分者講習終了証明書（以下「講習終了証明書」という。）を、次に掲げる事項について、それぞれに規定する措置をとった後に交付するものとする。

（１）　講習終了証明書の交付番号

講習終了証明書の交付番号は、歴年別に一連番号を付し、受講者名簿にその状況を明らかにしておくものとする。

（２）　写真

講習終了証明書には、受講者が提出した写真を貼り、福岡県公安委員会運営規則（昭和２９年福岡県公安委員会規則第１６号）別表に規定する公印で契印するものとする。

１１　講習終了証明書の再交付

運転免許試験課長は、講習終了証明書の交付を受けていた者から紛失等の理由により、講習終了証明書の再交付の申出があった場合は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（様式第７号）を提出させ、事情を聴取して正当な理由があると認められるときは、再交付するものとする。この場合において、受講者名簿にその状況を明らかにし、再交付した講習終了証明書の左上部に「再」と朱書するものとする。

（平４本部内訓２１・平９本部内訓１８・平１３本部内訓１０・平１５本部内訓１９・平２４本部内訓１０・平２５本部内訓１０・平２６本部内訓２１・平２９本部内訓６・本項一部改正）

第３　講習の実施結果等

１　講習の実施結果報告

講習指導員は、講習の実施結果を取消処分者講習実施結果報告書（様式第８号）により、講習実施日ごとに運転免許試験課長に報告しなければならない。

２　講習の実施状況報告

運転免許試験課長は、毎月の講習の実施状況を取消処分者講習実施状況報告書（様式第９号）により、翌月の１０日までに交通部長に報告しなければならない。

３　講習済登録

講習を終了した場合は、受講者の氏名、生年月日その他必要な事項を警察庁情報処理センターの電子計算機に、別に定める取消処分者講習済登録票により登録するものとする。

４　関係書類の保存

交通部運転免許試験課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のと

おりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
取消処分者講習実施計画表	講習実施計画表	１年
取消処分者講習受講申出者名簿	受講申出者名簿	
取消処分者講習終了証明書再交付申請書	取消処分者講習終了証明書再交付申請書	
取消処分者講習実施結果報告書	取消処分者講習実施結果報告書	
取消処分者講習実施状況報告書	取消処分者講習実施状況報告書	
取消処分者講習受講者名簿	受講者名簿	２年
取消処分者講習事故発生報告書	取消処分者講習事故発生報告書	

（平４本部内訓２１・平９本部内訓１８・平１５本部内訓１９・平２６本部内訓２１・本項一部改正）